

報告・協議 1

広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について

広島県文化財保護審議会委員の任期が令和 7 年 12 月 31 日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について別紙のとおり報告します。

令和 7 年 10 月 10 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

広島県文化財保護審議会委員の選任に係る基本方針について（案）

名 称	広島県文化財保護審議会
根拠規定	文化財保護法第 190 条 広島県文化財保護審議会条例
設置目的 及び任務	広島県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して広島県教育委員会に建議する。
委員の定数	25 人以内 ※広島県文化財保護審議会条例第 2 条
委員の現員	20 人
委員の任期	2 年（令和 8 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日） ※広島県文化財保護審議会条例第 3 条第 2 項
報酬（令和 7 年度）	10,300 円／日
年間開催予定回数	総会 2 回 部会 10 回程度
重点審議事項	1 文化財の指定について 2 国指定・県指定文化財に係る現状変更及び保存修理等について
部会構成	審議会に置かれる常任部会及び特別部会は次のとおりで、それぞれの所管事項に応じて所属する委員については、常任部会に 5～8 人程度、特別部会に 8 人程度とする。 1 常任部会 (1) 建造物部会（建築学ほか関連分野の研究者） (2) 美術工芸部会（彫刻、絵画、工芸品、歴史学ほか関連分野の研究者） (3) 伝統文化部会（音楽、芸能、工芸技術、民俗芸能・民俗技術ほか関連分野の研究者） (4) 史跡・埋蔵文化財部会（歴史学・考古学・建築学ほか関連分野の研究者） (5) 名勝部会（動植物・地質・自然地理学ほか関連分野の研究者） (6) 天然記念物部会（動物学、植物学、地質学ほか関連分野の研究者） 2 特別部会 厳島特別部会（歴史学、動物学、植物学、建築学、地質学ほかの研究者）
選考基準	1 広島県文化財保護審議会条例及び広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程に基づき、常任部会と特別部会における審議調査が可能な研究者及び学識経験者から選任する。 2 専門的な知識はもとより、文化に関し広くかつ高い識見を有する人材の確保に努める。 3 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70 歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に 75 歳を超えることとなる者 (3) 5 期を超える者 4 男女共同参画に努める。

広島県文化財保護審議会委員名簿

(令和7年12月31日時点)

専門分野	所属・職名等	氏名	年齢	性別	期数
動物学	広島市安佐動物公園園長	阿部 勝彦 (あべ かつひこ)	59	男	1
地質学 (岩石学)	広島大学大学院教授	安東 淳一 (あんどう じゅんいち)	62	男	1
日本美術史	福田美術館顧問	上藪 四郎 (うえぞの しろう)	69	男	5
建築史・ 文化財保護	岡山理科大学建築歴史文化研究センター 特担教授	江面 嗣人 (えづら つぐと)	74	男	3
歴史学 (近代史)	広島大学名誉教授	勝部 真人 (かつべ まこと)	72	男	3
建築史	京都府立大学教授	岸 泰子 (きし やすこ)	50	女	4
植物共生学	広島大学大学院教授	久我 ゆかり (くが ゆかり)	63	女	3
自然地理学	広島大学大学院教授	熊原 康博 (くまはら やすひろ)	50	男	5
民俗芸能 (民俗音楽)	広島大学名誉教授	権藤 敦子 (ごんどう あつこ)	66	女	2
日本絵画史	広島市立大学准教授	城市 真理子 (じょういち まりこ)	61	女	3
考古学	県立広島大学名誉教授	鈴木 康之 (すずき やすゆき)	66	男	5
民俗学	大阪大学大学院招へい研究員	高木 泰伸 (たかき たいしん)	44	男	1
宗教美術史	・一般財団法人 きび美ミュージアム 学芸アドバイザー ・就実大学/徳島文理大学非常勤講師	中田 利枝子 (なかだ りえこ)	66	女	3
植物生態学	広島大学大学院教授	中坪 孝之 (なかつぼ たかゆき)	65	男	2
日本絵画史	広島女学院大学教授	福田 道宏 (ふくだ みちひろ)	52	男	5
考古学	広島大学名誉教授	藤野 次史 (ふじの つぎふみ)	70	男	4
歴史学 (中世史)	広島大学大学院教授	本多 博之 (ほんだ ひろゆき)	65	男	1
歴史学 (近世文化 史)	福山大学教授	柳川 真由美 (やながわ まゆみ)	44	女	3
鉱物学 (地質学)	広島大学大学院教授	横山 正 (よこやま ただし)	49	男	2
歴史学 (古代史)	広島大学大学院准教授	渡邊 誠 (わたなべ まこと)	48	男	3

注 五十音順に掲載

任期：令和6年1月1日から令和7年12月31日まで